

# 特定商取引に基づく表示

## DISPLAY BASED SPECIFIC TRADE LAW

受講される方の安心を守るために特定商取引法に基づく表示

### 資格取得講習会運営に関する記載

【運営】 一般社団法人日本アスリートテクニカルサービス協会

【運営統括責任者名】 代表理事 江口貴弘

【住所】 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2丁目10番15号エキスパートオフィス渋谷101号

【メールアドレス】 japan.ats@j-ats.com

【ホームページアドレス】 <https://www.j-ats.com/>

【講座受講費】 サイト内に記載

#### 【第一条】 定義

本受講規定において定義される用語は、本規定第2条以下の文中に定めるものの他は以下の通りとします。

「当会」とは「一般社団法人日本アスリートテクニカルサービス協会」をいいます。

#### 【第2条】 受講の申し込みについて

当会が定める受講料を申込者が納め、当会がその支払いを確認できた時点で、申込者と当会との契約は成立となります。受講料はクレジット決済で早い時期に行われた順から受付いたします。契約成立後、契約の解約はできません。受講料の返還についてもできないものとします。申込者は、当会の承諾なく、第三者に受講資格を譲渡または貸与することはできません。

#### 【第3条】 受講について

ホームページ上に定める方法で希望日時を予約し、受講料を納めた上で受講できるものとします。講座が所定の定員を設けている受講日時において既に定員に達している講座については予約ができないことがあります。申込者が受講予約をキャンセルする場合は、受講予定日の14日前までに当会が定める方法で予約をキャンセルできるものとします。前記期限以降に、やむを得ない事情により予約をキャンセルする場合は、申込者は当会が定める方法でその旨連絡をしなければなりません。申込者が受講予約をした所定の受講日時において、講座の定める受講人数に達しない場合、及び自然災害などにより講座の実施が困難と判断した場合は、当該日時における講座を休講とする場合があります。その場合当社は、当該受講予約をした申込者に対し、該当日の24時間前までに休講の連絡をします。

【第4条】受講料等の返還について

当会は講座開始日の14日前から講座開始の24時間前までの間にキャンセル通知があった場合、受講料の50%の額を返金します。

講座開始日の24時間前以降から講座開始までの間にキャンセル通知があった場合は返金いたしません。

返金対象のキャンセルが確認された場合、及び自然災害や当社の事由で休講した場合は、申込者に対し7日以内にすみやかに返金するものとします。

【第5条】講習会中の事故について

講座において、受講者の事故、怪我、盗難、傷害、またはその他の事故について、当会は賠償責任を負いません。

【第6条】知的財産

当会が講座で使用し、またはその他受講者に回覧、配布するテキストやその他の文書に含まれる文章、図表、写真、画像、データ等にかかる発明、考案、意匠、ノウハウおよび著作物は、当社の知的財産（以下「当社知的財産」といいます。）であり、これらの知的財産を出願・登録し、且つ使用する権利は、すべて当会に帰属するものとします。受講者は、当社知的財産をコピーする等して出版したり、インターネットその他において公開をしたり、自己のスクール等のテキスト等として使用したり、その他当社知的財産にかかる当社の権利を侵害する一切の行為が認められません。

一般社団法人日本アスリートテクニカルサービス協会

---